

○12番（高星勝幸議員） おはようございます。12番高星勝幸でございます。

議長より発言のお許しがありましたので、常陸太田市における森林整備につきまして、一般質問をさせていただきます。

現代社会において、もはや日本人の国民病と言っても過言ではないスギ花粉症でございますが、特にこれからの季節、1月から春先までの時期において、スギ花粉症は私たちの生活と健康に深刻な影響を及ぼしております。民間の試算によりますと、花粉症による日本全体の経済的損失は、実に数千億円単位に上がるといった報告もございます。

私たちを悩ましておりますスギ花粉症でございますが、その対策には、利用期を迎えたスギを適切なタイミングで伐採し、花粉の少ない苗木へと植え替え、森林の若返りを図ることが重要であると考えております。

今年5月、国においては、花粉層に関する関係閣僚会議が開催されまして、会議開催は3回を数え、その対策について議論がされております。当会議は、約30年後には花粉発生量の半減を目指すといった新たな方針を決定しておりまして、さらに、具体的方策の1つとして、10年後にスギの苗木生産の9割以上を花粉の少ないものに切り替えることなどを打ち出しております。

去る10月7日に、岸田総理自ら、本県常陸大宮市のスギ伐採現場等を視察をし、10月11日には花粉症対策初期集中パッケージを作成してございます。

このような状況下、茨城県内では、全国に先駆け、花粉の少ないスギの苗木の生産に取り組んでいるとお聞きをしておりますが、これら一連を通じ、本会議において一般質問をさせていただきます。

なお、あらかじめ申し上げますが、質問の内容については、森林行政の実態についての質問になりますので、先に実務的質問を行い、最後に林業行政全般について、市長のご見解をお伺いできればと存じます。

それでは、お伺いをいたします。

まず、初めに、(1)といたしまして、本市における森林整備を通じた花粉症対策についてお聞きをいたします。

①本市におけるスギの苗木につきまして、花粉の少ない少花粉苗への植え替えについて、どの程度、進んでいるのか、現在の状況についてお伺いをいたします。

次に、(2)といたしまして、林道の整備状況についてお伺いをいたします。国が示しております、花粉の少ない苗木への植え替えを進めるに当たりましては、伐採した木材を山から効率的に搬出することが大きな課題になってまいります。つまり、搬出のための林道整備が非常に重要になってくるわけでございますが、本市の民有林と林道の実態について、2点をお伺いいたします。

①といたしまして、本市の民有林の面積は1万6,355ヘクタールございますが、そのうち人工林の面積はどれくらいなのか。さらに、道路の距離が100メートルを超え、木材の搬出が困難と考えられる面積はどれくらいあるのか。割合として何%ぐらいになるのかについてお伺いをいたします。

②といたしまして、さらに、今後、本市が林道を整備するに当たりまして、国や県にどのような補助金制度があるのかをお伺いいたします。

次に、(3)といたしまして、民間事業者による人工林の伐採と再造林についてお聞きいたします。現在、本市では、森林経営管理制度に基づく民有林の管理を行うため、市民に対する意向調査が進められていると思います。今後においては、民有林及び私有林の整備は、中長期的な視点で管理されていくものだと認識をしております。一方、民間事業者による民有林の伐採と再造林はどのような状況にあるのでしょうか。

私の身近な里美地区では、民間事業者により人工林の皆伐がされた後、新たな植栽がなかなか進んでいない場所もあるように感じております。自然林との考え方もありますが、一方、放置林という見方もあります。人家にも隣接し、やぶ蚊が進行し、イノシシの住居となり、悪影響を及ぼしております。さらには、大雨等の洪水被害も懸念がされます。

そこで、本市全体の民有林における民間事業者による、スギ、ヒノキなどの人工林の伐採と再造林の状況についてお伺いをいたします。

①といたしまして、まず、本市全域において、民間事業者による民有林の伐採とその後の再造林は、現在、どのような状況にあるかについてお伺いをいたします。

②といたしまして、次に、こうした民間事業者による民有林の伐採と再造林は、どのような事務手続により実施されるのかについて、ご答弁をお願いいたします。

さらに、人工林の皆伐がされた後、新たな植栽がなかなか進んでいない場所は、県外や市外の遠距離地主が大半ではないかと思われまます。急速に進む人口減少や後継者不足は、これからさらに進行が予測されますことから、不在者地主の現状とその対応についてお伺いをいたします。

以上3項目6点について、その実情について、ご答弁をよろしくお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。農政部長。

〔岡田和也農政部長 登壇〕

○岡田和也農政部長 森林整備につきまして、3点のご質問にお答えをいたします。

初めに、森林整備を通じた花粉症対策についてでございますが、ご質問の本市におけるスギの少花粉苗への転換につきましては、県内では、スギの花粉の発生を減少させる対策といたしまして、伐採後の植え替えの際に少花粉苗を導入する取組が平成19年より進められ、平成29年からは植え替えに使用する内の全てが少花粉苗となっております。

この結果、平成19年から令和4年までの間に、県内スギ人工林総面積4万8,891ヘクタールのうち、652ヘクタールが少花粉苗に植え替えられました。

こうした中、本市では、平成29年から令和4年までの6年間で、本市スギ人工林総面積6,361ヘクタールのうち、約84ヘクタールが少花粉苗に植え替えられております。

続きまして、林道の整備状況についてのご質問のうち、1点目の本市民有林のうち人工林の面積と木材搬出が困難な面積等についてでございますが、本市民有林のうち人工林の面積は9,233ヘクタール、そのうち道路から100メートル以上離れ、木材の搬出が困難とされる面積は3,

619ヘクタール、割合では約39%でございます。

次に、2点目の林道整備の国・県補助金等制度の有無についてでございますが、林道整備のための制度といたしましては、国の農山漁村地域整備交付金及び地方創生道整備推進交付金が、また県では、茨城県民有林林道等事業費補助金等の活用が可能となっております。

続きまして、民間事業者による民有林の伐採と再造林についてのご質問のうち、1点目の伐採と再造林の状況についてでございますが、本市における令和2年度から4年度までの3年間の皆伐面積、いわゆる全ての木を伐採した山林面積は164ヘクタール、このうち、スギ・ヒノキによる再造林を行った面積は93ヘクタールとなり、皆伐面積の約57%が再造林されております。また、皆伐後、再造林を行わなかった残りの71ヘクタールにつきましては、森林以外への転用が3ヘクタール、残りの68ヘクタール、皆伐面積全体の41%は、自然に森林に戻す天然更新となっている状況でございます。

次に、2点目の伐採と再造林の手続についてでございますが、森林伐採と再造林を行う際の手続といたしましては、森林所有者等は、森林計画区域内の森林を伐採する場合、「森林法」に基づき、伐採の30日前までに市に対し伐採届出が必要となりますほか、皆伐の場合には造林計画の提出も必要となります。

皆伐後の造林につきましては、人工造林と天然更新があり、いずれの方法も「森林法」では認められておりますが、天然更新につきましては、伐採届出の伐採5年後に一定の基準を満たさない場合に行う人工造林の計画についても記載することが求められております。

これらの2つを比較いたしますと、人工造林のほうがより早く森林に戻り、水源涵養や土砂災害防止など森林の公益的機能を回復する観点からも、望ましいものと考えられますことから、林業事業者等に対し補助制度の案内を行うなど、より多くの人工造林が実施されるよう働きかけを行っている状況でございます。

続きまして、3点目の不在者地主の状況とその対応についてでございますが、本市に森林を所有される方の中には、遠方に転出された方、相続等により森林を所有することとなった方など、森林の適切な管理への意識が十分でない方も増えております。

市では、現在、森林所有者に代わって森林を整備する森林経営管理制度に基づき森林整備を進めておりますが、本制度を活用するためには、森林所有者の把握が非常に重要となります。

そのため、山林を相続することになりましたご遺族の方々に対しましては、おくやみ窓口において、森林の適切な管理についてのご案内を行っております。

その他、関係機関への情報照会等により林地台帳の適正な更新を行うことにより、不在者地主の把握に努めてまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 高星議員。

〔12番 高星勝幸議員 質問者席へ〕

○12番（高星勝幸議員） ありがとうございます。

本市の民有林のスギの植え替えにつきましては、平成29年度以降、その全てに花粉の少ない苗木が使用されていること。そして、植え替えられた面積は、平成29年度以降、おおむね84

ヘクタールあることを理解をいたしました。

今後、市では、森林経営管理制度に基づく森林整備事業等が実施されると思いますが、ぜひ、市民の健康と快適な生活を守り、また、経済的損失を減らすといった観点からも、計画的な整備をお願いをいたします。

続きまして、林道につきましては、本市民生林の中で、人口林の木材搬出が困難である面積は3,610ヘクタールあるということでございます。割合として39%あるという回答をいただきました。

山主や森林組合、民間事業者が伐採した木材を山から運び出す場合に、膨大なコストがかかってしまえば、安定した収益を上げることが大変困難になります。そして、そのような状況にあつては、花粉が少ない苗木への植え替えもなかなか進みません。市内林業業者関係が利益を確保しつつ、スギ花粉症の被害を減らしていくためには、林道の整備の重要性が極めて高いものと考えます。

つきましては、ご答弁にもありました国や県の補助金、さらには、市北部地区等においては、過疎債等の活用につきましても有効に活用し、積極的な林道整備を推進されますよう、ぜひともご検討をいただきたいと思っております。

伐採後の再造林につきましても、ご答弁の内容をおおむね理解をいたしました。スギやヒノキの人工林の造林を行う場合、山は10年、50年といった、非常に長いスパンで手をかけていかなければ、適正な管理ができません。

森林は緑のダムとも呼ばれ、特に人工林は人間の手により適切な管理がされないと、荒廃するばかりか、市民の安全に大きく関わる水源の涵養機能や防災機能といった機能が果たされなくなってしまう。

市民の生命を守ることこそが、行政の最大の役割であります。私は、こうした山の重要な機能が、損なわれていくことを深く危惧をしております。どうか、伐採時の手続に際しましては、伐採後の再造林の重要性についても十分考慮された上でご対応されることを切にお願いをいたします。

なお、不在者地主については、これからもますます増加の傾向にあると考えられること、ご答弁にもありました森林の適切な管理への意識が十分でない方も増えてきていることなどを踏まえ、さらなる対策に取り組んでいただけますようお願いをいたします。

そこで、2回目といたしまして、さきに申し上げましたが、今後における本市の森林管理、森林保全に対する考え方につきまして、市長のご見解をお伺いできればと存じます。よろしくようお願いをいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市長。

○宮田達夫市長 高星議員の森林管理等に関する私の考え方についてご答弁をさせていただきます。

本日は傍聴席に常陸太田の将来を担う若者がたくさんそろっておりますので、少し簡易なお言葉で説明をすることに、ご答弁することに、ご容赦をいただければと思っております。

茨城県は44の市町村がございます。このうち森林が全くない市町村は、河内町というところであります。森林が最も少ないのが五霞町。これが20ヘクタールということで、太田一高の敷地面積が4.3ヘクタールですので、太田一高5個分ということになります。

それに比較しまして、常陸太田市の森林面積は、常陸太田市の面積の4分の3、2万8,000ヘクタール、太田一高6,500個分の森林が広がっております。これは、茨城県内で最大の面積でございます。

森林は水源の涵養や防災の機能を有しておりまして、国土保全にとりまして重要な役割を担っております。さらに多くの公益的機能のほかに、近年では、CO₂の吸収減として、その役割が注目をされております。

しかし、こういう機能が効率的に発揮されるためには、森林の適切な管理が必要となっております。

そこで、私どもの常陸太田市では、国が森林環境譲与税、これを創設されました年に、この森林環境譲与税といいますのは、国の税金で、森林の担い手の育成、間伐の促進、木材の利用促進を目的とした国の税金でございまして、これを市町村に配分をして使っていただくと。その配分の仕方は、人口割合や山林の割合によって配分をされますが、この森林環境譲与税が創立された年に、農政課の中に林政係というのを茨城県内の他市に先駆けて設置をいたしました。

常陸太田市には林業専門の職員がおりませんので、茨城県庁から林業職の係長に来ていただいて、私どもを指導をしていただきました。さらに常陸太田の農政課の職員を県北農林事務所に派遣をし、研修を積ませ、専門知識を詰め込んで戻ってきてもらっております。現在は、林政係が、先ほど農政部長が答弁した各種事業を推進しているところでございます。

また、市の所有する森林、市有林でございますけれども、こちらにつきましては、積極的な木材の活用に努めていくつもりであります。

さらに、林業事業者と15年にわたる長期の協定を結び、市有林の木材の搬出、販売、そういうものを担っていただきたく、県の補助金等を活用しながら進めてまいり所存でございます。

そして、高星議員の地元であります里美地区プラトー里美の牧場跡地でございますけれども、こちらのほうを森林に戻そうということで、2年前からメープルリーフの森づくりというものを進めております。これは、サトウカエデの苗木を大塚製菓や明治安田生命の企業さんとともに、また、市民とともに植林をいたしまして、20年後には、このメープルリーフからメープルシロップが取れるようになります。非常に夢のある事業でございます。将来的には、今度は林産物によって、里美地区の産業の育成にも関わってくるものと考えております。

今後も、森林環境譲与税を活用し、市内の林道の整備、林班の整備、そして、民有林の整備等を市が担い、そして、林業事業者の皆さんにお仕事を回していけるものと思っております。

国、県、周辺市町村と連携をしながら森林の整備を図り、ゼロカーボンシティの推進、そして、獣害の撲滅など、そして、市民の安全安心を確保するために、今後も森林整備に積極的に取り組んでまいり所存でございます。

以上です。

○藤田謙二議長 高星議員。

○12番（高星勝幸議員） ありがとうございます。

森林の管理，保全に対する市の考え方がよく伝わってまいりました。

以上，森林整備を通じたスギ花粉症対策にしっかりと取り組まれ，本市における花粉症のない環境と林業の活性化，さらには市民の安全安心の実現を目指して，適切に林業行政を推進されることをお願いし，私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。